

意見広告

(シリーズ6 目次5〜9・1・(2))
前回掲載のシリーズ5
(目次1〜4)のつづき

1. '12/12/16の衆院選挙では、衆院小選挙区選挙の(300個の小選挙区)の中、32個の小選挙区の選挙についてのみ、選挙無効訴訟が提起された。

2. 裁判所が、300個の小選挙区選挙のうち32個の小選挙区選挙のみ、違憲無効判決を出した場合と、『事情判決の法理』により、違憲違法判決に留めた場合とを比べて、どちらの方が、公共の福祉をより大きく損うかにつき、以下考察する。

第1に；

(1) 昭和51('76)年最高裁大法廷判決、昭和60('85)年最高裁大法廷判決当時、日本中の、(最高裁判事を含む)全裁判官、全弁護士、全法律学者は、『最高裁が「違憲」と判断済の選挙で当選した国会議員(=違憲国会議員)が、事情判決によって、国会議員の地位を次回選挙まで維持して、立法を行い、その違憲国会議員によって立法された法律によって全主権者(全国民)が法的に拘束されること』が、**根源的憲法秩序の破壊**が否かとの「**究極の重大論点**」について、全く議論しなかった。
当時、日本中の全裁判官、全弁護士、全法律学者は、この「**究**

極の重大論点」に全く気が付かなかったのである。

(2) そして、当時、最高裁は、(違憲判決の対象の選挙区の選挙が無効になると、当該選挙区の全登録有権者が、国会議員を選出できなくなるという不都合のみに目を奪われ、その結果、当該不都合を理由とする公共の福祉への損害発生を根拠として、『事情判決の法理』を適用して、憲法98条1項の明文があるにも拘らず、違憲選挙を「**無効**」と判決しなかった、と解される。

(3) しかしながら、主権者有志は、2012年12月になって、初めて、『「違憲国会議員が、事情判決によって、次回選挙迄(即ち、①6年間(参院)；②解散時迄又は4年間(衆院))、立法すること」が、憲法秩序の**根源的破壊**であること」に気付いた。**身体が震える程の衝撃**であった。
歴史的大発見である。

第2に；

昭和51年最高裁大法廷判決によれば、公選法204条に基づく選挙無効訴訟に於いては、**違憲無効判決によって、選挙は、将来に向かつて効力を失うにすぎない。**
よって、**違憲無効判決は、この点で、公共の福祉を害する**ということはない。

6 同予備的主張(その2)：一部の選挙区選挙の違憲無効判決の公共の福祉に対する弊害は、事情判決(=違憲違法判決)の弊害と比べると、比べること自体殆どつかしくなる程小である

1. 平成25年3月26日広島高裁岡山支部判決(片野恒好裁判長)は、
「(略)しかし、投票価値の平等は、上記のとおり、国民主権・代表民主制のもとにおいて、最も重要な基準とされるべきであること、無効判決がなされても、上記のように、無効判

決が確定した選挙区における選挙の効力についてのみ、判決確定後将来にわたって失効するものと解されることなどにかんがみれば、**長期にわたって投票価値の平等に反する状態を容認することの弊害に比べ、無効と判断することによる政治的混乱が大きいと直ちにいうことはで**

きない。」(強調引用者)

と判示する。主権者有志も、同意見である。

2. 左記**5. 2・(3)**で示した通り、違憲違法判決(=事情判決)により、

- ①当該選挙投票日〜6年間(参院)；同投票日〜解散時迄又は4年間(衆院)、**違憲国会議員**が、立法し、
- ②その結果成立した憲法上の正当性を欠く法律全てが、全主権者(=全国民)を100%拘束する

という、**憲法秩序の根源的破壊**が発生する。

上記の違憲違法判決(=事情判決)がもたらす、長期間の憲法秩序の根源的破壊という惨状と比べると、**違憲無効最高裁判決によって、『判決対象の選挙区選挙のみが、違憲無効とされ、その他の選挙区選挙が選挙無効とされないこと』により生ずる不都合は、尙更らしく甚小さいもの**でしかない。

3. 最高裁が「違憲」と判断済の選挙で当選した衆院小選挙区選出議員(300人)(=違憲衆院議員)は、最高裁判決が判示する憲法の定める『投票価値の平等の要求』に従って、選挙区割り改正法を立法する**義務がある**(憲法99条)。

4. そうだとすると、提訴済小選挙区選出衆院議員(2012年衆院選での32人の議員)が国会に存在しなくとも、未提訴の小選挙区選出違憲衆院議員(2012年衆院選の268人(=300-32))は、最高裁判決が判示すると予測される、憲法の『投票価値の平等の要求』(=「できる限り、人口比例に基づく選挙区割りの立法をすべし」との憲法の要求(予測))に従って、選挙区割り立法をすることになる。
よって、提訴済選挙区の全登録有権者は、当該憲法の定める「投票価値の平等の要求」に則った、選挙区割りの立法につき、何らの不利益も受けない。

5. 268個の未提訴の小選挙区(衆院)選出議員は、「全国民を代表する選挙」で選出された議員(憲法43条1項)である以上、最高裁判決の判示する憲法上の定める『投票価値の平等の要求』に従って、立法する義務を負っており、選挙区割り立法の際、提訴済小選挙区(32個)登録有権者に、不利益を与えるような選挙区割りの立法する立法裁量権を行使する余地は、一切ない。

6.(1) 2012年衆院小選挙区選挙の中の32個の提訴済小選挙区選挙の違憲無効最高裁判決が下された、と仮定して、議論を進めよう。
最高裁判決によれば、選挙無効訴訟は、客観訴訟である。よって、最高裁が、32個の小選挙区選挙につき「違憲無効」と判決した場合は、最高裁は、全300個の小選挙区選挙、全て、「違憲」と判断したことになる。

(2) 石破自民党幹事長は、2013年4月20日、三重県鈴鹿市で講演し、「**最高裁が(衆院選無効の)判決を出せば、国会議員はみんな辞職だ**」と発言した。

国民は、石破自民党幹事長から、この**言質**をシッカリ取ったのである。
石破自民党幹事長も、上記**6.(1)**の客観訴訟説の立場に立って、当該発言をした、と解される。

7. 国家賠償請求訴訟

(1) 憲法99条により、国会議員は、憲法尊重・擁護義務を負っている。よって、32個の小選挙区につき、「**違憲無効**」の最高裁判決が下された場合、全国国会議員は、**直ちに**、最高裁判決の判示する憲法の投票価値の平等の要求に沿った選挙区割りの立法を行う義務を負う。
(2) 違憲国会議員が当該義務を履行しない場合は、主権者は、国家賠償法に基づき、**違憲国会議員の当該違反につき損害賠償請求訴訟を提起する**。
(3) 国家賠償法1条2項によれば、国が敗訴して、当該請求に係る金員を支払った場合、国は、(故意又は重過失ある)違憲国会議

員に対して、当該国の支払った損害につき、求償権を有する。
(4) このように、有権者は、国賠訴訟を提起することにより、**違憲国会議員をして、実際に、憲法の要求する投票価値を実現する選挙区割り立法を強引に行わせることができる。**

8. この点から見ても、(32個の選挙区の登録有権者を含む)全登録有権者(約1億400万人)は、32個の小選挙区の違憲無効の最高裁判決が下された場合の方が、32個の小選挙区選挙の違憲違法判決(=事情判決)が下された場合に比べて、憲法の要求する投票価値の平等の要求の実現につき、より大きな利益(=福祉)を享受し得る。

9(1) 主権者有志(1名)は、2009年4月〜2013年6月の4年3ヶ月間に、**8600時間**を用いて、憲法の定める『国民主権国家』の法理論を思索した。8600時間の思索の結果が、各意見広告である(いずれも、朝日新聞全面意見広告：①'13/4/20

7 国家賠償法

(1) 万に一つ、最高裁裁判官又は高裁裁判官が過去の最高裁大法廷判決を墨守して、『事情判決の法理』を適用して、事情判決を下したと仮定しよう。
主権者有志は、各事情判決の詳細に検討し、当該事情判決の内容が、国家賠償法1条1項の構成要件を充足しているか否かを考察することになる。
(2) 本年7月の参院選及び12年衆院選について、裁判所が今後事情判決を下す場合、『事情判決の「違憲」の可能性」の存否の問題点は、現時点で既に公知である。
よって、2013/7/11又は12付朝日新聞意見広告(シリーズ5)の**1〜3**および本意見広告(シリーズ6)の**5〜6**に示したとおり、仮に、裁判所が、
①2012年12月衆院選の32個の小選挙区選挙につき、事情判決を下した場合の公共の福祉に対する国家レベルの破滅的弊害(=違憲衆院議員が投

又は21、②5/3、③5/18又は19、④6/23、⑤7/11又は12、⑥⑦7/15)。
上記の各意見広告の中の、
①「主権者の多数決」論
②「合理的期間」論
③「事情判決の法理」論
に対する、説得力ある反論は、不可能であろう。

主権者有志は、各裁判官が、少なくとも、一人一人各**200時間**を投入して、各当事者の法廷での主張を詳細に吟味し、その上で、主権者の過半数の心に**ストンと落ちる、歴史を創る名判決**を下されるよう、期待する。

(2) 裁判官は、**憲法81条に基づき、判決一つで、現在の憲法違反の「国会議員主権国家」を憲法の定める「国民主権国家」に変える国家権力を有している。**

そして、裁判官は、今の日本(=国会議員主権国家)を憲法の定める『国民主権国家』に変える判決を下すという、憲法の定める厳しい義務を負っている(憲法99条、76条、81条)。

票日から解散時迄又は4年間、憲法上の正当性なく立法を行うことによって、全国民(=全主権者)が蒙る損害)と

②違憲無効判決により、32個の小選挙区選挙が無効となることによって、全国民(=全主権者)が蒙る弊害

につき、合理的比較考量をすることなく、過去の事情判決の最高裁判例を墨守して、過去の最高裁判決と同一の理由に基づき事情判決を下した場合、同事情判決の言渡し行為(=公務員の公権力の行使に関する行為。国賠法1条1項)は、「違法性がない」とは、必ずしも言い切れない、と解される。

けだし、さような理由付けで下される事情判決は、事情判決の公共の福祉に対する国家レベルの破壊的弊害が明らかとされた**今**、全く、合理性を欠くからである。

違憲無効判決の弊害を1とすると、違憲違法判決(=事情判決)の弊害は、1京(=10,000,000,000,000,000)程であろう。

8 世論調査

2013年5月2日朝日新聞の世論調査によれば
質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」
「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」
回答：「強く賛成」 **[42]**
「やや賛成」 **[44]**
「やや反対」 **[5]**
「強く反対」 **[2]** (「単位%」)

1. (1) 有効回答：93%=42+44+5+2...①
(2) 「強く賛成」 **(42%)**+
「やや賛成」 **(44%)=86%...②**
(3) 「強く反対」(2%)+
「やや反対」(5%)=7%.....③
(4) 「強く賛成」+「やや賛成」=有効回答の**92%**(=86%②)+93%①)...④
即ち、有効回答の**92%**が「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

【同世論調査の有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成】は、1945年〜2011年の66年間の世論を考えると、**奇跡**と言っても、過言ではなからう。

有権者は、2013年3月に連続して言渡された15個の「違憲」高裁判決により、形式だけの「清き一票」という、**目くらましの魔法**から一気に目覚めた。一度、魔法から解放された主権者は、二度と、元の「**目くらましの魔法**」の世界に戻ることはない。

2. 同「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」は、「選挙は**できるだけ人口比例にすべきだ**」と同旨である。というのは、

同「・・・一票の格差をできるだけ小さくすべきだ」は、「1票の格差を**できるだけ**人口比例選挙の投票価値(=一人一票)に**接近させるべきだ**」と等価だからである。

3. 主権者有志は、選挙無効裁判で、「国政選挙の選挙区の一票の格差は、**できるだけ**小さくすべきだ」と主張している。主権者有志は、『憲法は、実行不可能であろうとも、一票の格差・1.000000000...倍の選挙(即ち、数学的に完全な人口比例選挙)を要求している』と主張している訳ではない。有権者有志の主張は、同世論調査の全有効回答数の**92%**の意見(即ち、「国政選挙の選挙区の一票の格差は**できるだけ**小さくすべきだ」)と**全く同一**である。

4. 最高裁判事は、「**最高裁裁判官国民審査**」の国民の投票の、**有効投票の過半数の不支持票によって罷免される(即ち、最高裁判事の地位は、国民の支持に依拠している)** (憲法79条)。
よって、【国民の多数意見に抗しても、(i) **少数者の人権を保護**するための判決を下す場合、又は(ii) **正義を実現**するための判決を下す場合を除き、】**最高裁判事は、国民の多数が納得できる判決を下すよう、憲法によって要請される。**

5. 第1に、裁判官の「国民の多数意見に**抗しても**、**少数者の人権を保護**するために、憲法と法令に従った判決を下す義務」について、ここで議論しよう。

(1) ところで、**選挙無効裁判は、一人一票の人権を侵害された被害者が、国民の圧倒的多数(即ち、全国民(但し、最小人口の選挙区の国民を除く))である、**という裁判史上初めての極めて例外

的なケースである。

即ち、**少数者が被害者である他の人権侵害訴訟と異なって、選挙無効裁判の場合は、人権侵害の被害者が圧倒的に国民の多数である。そのため、人権侵害の被害者の意見と国民の圧倒的多数の意見が一致している。**

(2) 従って、選挙無効裁判の場合は、そもそも、**「少数者の人権を保護**するために、裁判官が、国民の多数意見に抗して、判決を下すというような事態」は、有り得ない。
(3) 「人口比例選挙(=一人一票)の保障という人権」の侵害を受けた人々が国民の圧倒的多数であるか故に、裁判官は、**同人権の侵害を受けた国民の圧倒的多数の人々の人権を保護するために、憲法前文第1文冒頭、56条2項(表決)、67条(内閣総理大臣の指名)、79条(最高裁判所裁判官の任命)、44条(選挙人の資格)の定めにより、**「憲法は、できるだけ人口比例選挙を実現することを要請している」旨明言する判決を下すよう義務付けられている(憲法76条3項、99条)。

6. 第2に、裁判官の「国民の多数意見に**抗しても**、憲法と法令に従って、**正義**に合う判決を下す義務」についても、ここで議論しよう。

(1) 小学生は、「一人一票」を、当り前の**正義**として、納得している。
級長選挙で、1票の住所差別により、例えば、東町に住む同級生は、『0.9票』を有し、西町に住む同級生は、『1票』を有する。としたのでは、小学生は、納得しない。小学生は、『「清き0.9票」を不正義と思う。

(2) 上記1.の「有効回答の**92%**が、「国政選挙の選挙区の一票の格差は**できるだけ**小さくすべきだ」に賛成であ

る。』との同世論調査結果は、『**大人が**、2013年3月に、2個の「違憲無効」高裁判決と、13個の「違憲違法」高裁判決が出たことを知って、**一気に、小学生の正義感に迫いついた**』といえよう。
(3) ①小学校の級長選挙は、同級生の**一人一票の多数決**で級長を決定する。
②取締役会の決議も、取締役の**一人一票の多数決**で議事を可決・否決する。
③国会での立法決議も、国会議員の**一人一票の多数決**で、立法を可決・否決する。
このように、日本人は、小学生の時代から、**「一人一票の多数決**で、集団の決め事を決めること」を当たり前正義としている。

(4) ところが、現在の衆院・参院選挙は、非「人口比例選挙」(=非「一人一票」)である。そのため、主権者(国民)は、主権者(国民)の多数意見で、国家権力(=立法権、行政権、司法権)を行使できる保障が無い。これは、**不正義**である。
(5) 従って、裁判官は、世論調査の有効回答数の92%によって示されている**国民の圧倒的多数意見に抗して、正義(???)**に従って、「**憲法は、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」を肯定しない**」旨の判決を下すことは、**不可能**である。

7.(1〜6の小括)

裁判官は、国民(=主権者)【但し、国民の**ほぼ全員が(「人口比例選挙の保障」(=一人一票の保障))という人権の侵害の被害者である。**】の多数意見(「左記1.の世論調査：有効回答の**92%**(参照)に**抗することなく、正義と憲法に従って、「憲法は、1票の格差をできるだけ小さくすることを要求して**

いる」旨明言する判決を下す、**憲法上の義務を負っている(憲法99条)。**

8. 小学校のクラス会、中学校の生徒会、株式会社の取締役会等々の団体一般は、「**一人一票**」に基づく、団体の構成員(メンバー)の多数意見により、団体の意思決定を行う。
日本国も、全主権者(全国民)(=

9 「主権者の多数決」論

A 従来の選挙無効裁判での原告側の主張は、「**平等論**」であった。
【**平等論**】は、国民は、**国家権力の濫用から人権侵害を受け得る地位にある**との視点からその議論を組立てており、「①国民が主権者である。②主権者が、主権者の多数意見で、国家権力を行使する。」という**論点が零である**。
B 【**主権者の多数決**】論は、国民(主権者)は、**国家権力を国民(主権者)の多数意見で行使する地位にある**、と捉え、「国民が主権者である」という論点が、「主権者の多数決」論の議論の**主役である**。
以上のとおり、両論の『議論の内容』は、**全く異なる**。

1. 憲法前文、第1文、冒頭の文言(「**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**」(強調引用者))の文理解釈
(1) 憲法前文、第1文は、冒頭、「**日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**」と記している。
この僅か**29文字**に、憲法の「**国民主権の法理**」(即ち、「**主権者の多数意見による国家権力支配の法理**」)が、**見事に表現**されている。

以下詳述する。

(2) 「行動し」の主語は、「**日本国民**」である
(1)『当該「**行動し**」(動詞)の**主語**

約1億2800万人)がその構成員(メンバー)である団体である。

そうである以上、日本国も、他の団体一般と同様、「**一人一票**」に基づく、その構成員(=全主権者)の多数意見で、その意思決定(=国家の意思決定)を行うのが、自然である。
以上は、**団体論**の当然の帰結である。

は、あくまでも、「日本国民(=主権者)」であって、国会議員ではないこと」及び
(11)「国会議員は、主権者(国民)が国家権力の行使のために行動する際に、主権者(国民)のための「**特別な代理人**」として機能する人でしかなく、**国会議員は、主権者ではないこと**」

に注目された。い。
「国民が、**主権者**であること」。
「国会議員は、**主権者**ではないこと」が、上記29文字の文字の解釈において、**最も重要なポイント**である。

は、あくまでも、「日本国民(=主権者)」であって、国会議員ではないこと」及び
(11)「国会議員は、主権者(国民)が国家権力の行使のために行動する際に、主権者(国民)のための「**特別な代理人**」として機能する人でしかなく、**国会議員は、主権者ではないこと**」

に注目された。い。
「国民が、**主権者**であること」。
「国会議員は、**主権者**ではないこと」が、上記29文字の文字の解釈において、**最も重要なポイント**である。

一人一票実現国民会議

(3) 「行動し」

「日本国民が、正当に選挙された国会における代表者を通じて**行動し**」(強調引用者の「行動」とは、**国民(主権者)が**、国会議員を通じて、両議院の議事(①立法、②総理の指名、③予算等の各議事)につき、賛成又は反対の**投票を行って**、**主権者(国民)の多数意見で**、両議院の議事を可決、否決を決定する、**主権者の行為**」を意味する。

(4) 「出席議員の過半数」(憲法56条2項)

ア 国会議員は、主権者(=本人)の**特別な代理人**」でしかない。

イ よって、「**国会議員の多数決が**、(国会議員を選挙で選出して、同国会議員を両議院の議事の賛成・反対の投票をするための「特別な代理人」とした)「**主権者(=本人)の多数決と「等価」**であることが、**必須**である。

ウ 換言すれば、(両議院の議事に対して、国会議員の多数決で可決、否決するという「国家権力の行使」の正当性の根拠は、

「**主権者ではない**、議事に賛成の「**多数の国会議員**」の投票総数が、全国国会議員総数の**多数(=過半数)**であること」に存するのではなく、「当該「多数の国会議員」を選出した各選挙区の**主権者(国民)の総数**が、全主権者総数の多数(=過半数)であること」に存する。

(5) 「**正当に選挙された国会における代表者**」

主権者(=国民)の多数が「国会議員の多数を選ぶ選挙が、「正当(な)選挙」(憲法前文、第1文冒頭)である。**その逆の**、主権者(=国民)の少数が、必ず国会議員の多数を選び、国民の多数が、必ず国会議員の少数を選ばざるを得ない選挙が、「正当(な)選挙」であるわけがない。

この不条理は、小学生でも、理解できる。

先生が、「人口の少数が、**国会議員の多数**を選ぶ選挙は、**正当です**」と言っても、小学生を納得させることは不可能である。ただし、「人口の少数が、**国会議員の多数**を選ぶこと」は、**小学生でも分る、不条理**だからである。

(6) 小括

憲法前文、第1文、後段は、「**主権が国民に存することを宣言し**」と定めている。「主権が国会議員に存する」とは定めていない、即ち、国会議員は、憲法上、主権者ではない。

よって、国家権力の行使が、国会議員の多数決で決定される根拠は、国会議員の多数意見が、主権者(国民)の多数意見と等価であることに求めざるを得ない。

即ち、国会議員の多数意見は、国民の多数意見と一致しなければならない。

2. 代議制民主主義の3本の柱

ここで、代議制民主主義を考えてみよう。

(1) 代議制民主主義は、

- ①「**主権者は、国民である**」、
- ②「**正当(な)選挙**」、
- ③「**国会議員の多数決**」

の**3本の柱**から成り立っている。

(2) 代議制民主主義を根幹とする憲法では、**②「正当(な)選挙」**にそ、「国民主権国家の統治の仕組み」の**命綱**である。

なぜなら、「正当(な)選挙」(即ち、**人口比例選挙**)が、「国会議員の多数決」を「主権者(国民)の多数決」の**等価物**にするための「**変換ソフト**」だからである。

以上は、右記**図1**のとおり、図示される。

(3) 憲法は、「**国会議員の多数**

決」が、「主権者(国民)の多数決」と等価**であること」を要求している。**

なぜならば、「**国会議員の多数決**」と「**主権者の多数決**」が矛盾すると、**その瞬間に**、「主権者(国民)の多数」が、「**国会議員の多数決**」を通じて、**立法、行政、司法の三権を支配する**という「**国民主権国家の統治の仕組み**」が崩壊するからである。

(4) **非「人口比例選挙」**によると、少数の主権者が、**必ず**、多数の国会議員を選出ことになる。その結果、国民は、国会議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配できるという「**保障**」を失う。

(5) 憲法は、主権者(国民)が、国会議員を通じて、主権者(国民)の多数決で、**立法、行政、司法の三権を支配できないような「国のかたち」**を想定していない。ただし、これでは、「**主権者は、国会議員**」ということになってしまうからである。

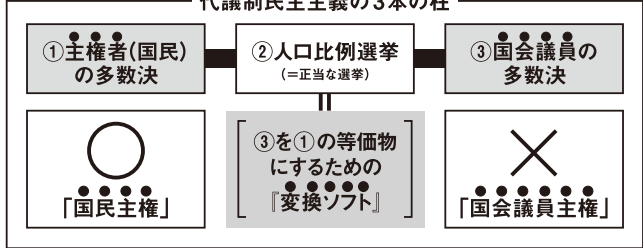
(6) 以上のとおり、「**国会議員主権**」は、憲法違反である。更に言えば、**非「人口比例選挙」**は、憲法違反である。

3. 「**重要な国政問題が、僅差の国民(主権者)の多数決によって決まること**」は、**稀**ではない

(1) 2012年11月の**米大統領選**をみても、**オバマ氏は、50.4%**得票して、米大統領に当選した。

他方で、**ロムニー氏は48.1%**、得

図1



票して、落選した(2012.11.19ニューズウィーク誌)。ここで、米大統領選は、「**一人一票**」である。

(2) このように、民主主義国家では、重要な国政問題につき、国民の意見が僅差で二分されることは、稀ではない。そして、「人口比例選挙」を保障する『民主主義国家』では、国民(主権者)の多数は、選挙での僅差の多数決でも、当該選挙から次回選挙迄、国家権力を支配する。

しかし、「一票の住所差別」選挙(即ち、**非「人口比例選挙」**)では、**『国民(主権者)の多数意見が、国家権力を支配すること』が、保障されない。**

「一票の住所差別」選挙(即ち、**非「人口比例選挙」**)は、以上のとおり、「**国民の最大多数の、国民の最大幸福**」という『民主主義国家の仕組み』を、**破壊する**。

(3) 日本の2012年衆院選挙区選挙は、どうであったか?

1票 対 0.4票(最大)の「住所差別選挙」のため、全登録有権者の**41.5%**(4317万8281人)が、全衆院小選挙区選出議員(300人)の**51%**(151人)を選び、全登録有権者の58.5%(6078万1585人)が、その49%(149人)を選んだ(総務省発表の報道資料)。

不条理である。

4. 現行憲法の議院内閣制の下でも、

10 「人口比例選挙」とは?

1. 「人口比例選挙」

「人口比例選挙」

【ベンジルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り】:最大人口の小選挙区と最小人口の小選挙区との人口差は、

1人

(=64万6372人(最大人口) — 64万6371人(最小人口))。注1 (注1):195F Supp. 2d 672(MD, Pa2002)。

2. 非「人口比例選挙」

非「人口比例選挙」

①「現行法の「4増4減」の選挙区割り(参院)」:最大有権者数の小選挙区と最小有権者数の小選挙区「有権者数の差」は、

90.3451人

(=114万3913人(議員一人当り、最大有権者数、北海道) — 24万0462人(同最小有権者数、鳥取県))。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。

②「『0増5減』改正法以前の衆院小選挙区割り」:「有権者数の差」は、

29.1016人

(=49万5212人(千歳4区) — 20万4196人(高知3区))。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。

③「『0増5減』の選挙区割り(衆院)」(自民案案):「人口差」は、

29.0574人

(=58万1677人(新東京16区) — 29万1103人(新潟2区))。注3 (注3):2013年3月28日付「衆院選挙区画定審議会」改定案より。

④「『21増21減』の選挙区割り(衆院)」:「有権者数の差」は、

18.8249人

(=48万0824人(議員一人当り、最大有権者数、鳥取県) — 29万2876人(同最小有権者数、鳥取県))。注2 (注2):総務省資料(平成24年)より。

3. ①米国・ベンジルバニア州(State。人口・1220万人強)での連邦下院選の19個の選挙区間の「『最大人口差』(=**1人**)と②各衆院選小選挙区間の「最大人口差」(=**29万0574人**)」(『0増5減』案)は、**天文学的大差**である。

4. 人口比例選挙は、現に、よそのState(国)でやっている。**日本で、やれない合理的理由がない。**

11 今の日本は、「**国会議員主権**」国家である

1.(1) 国民主権国家では、主権者(国民)が、**国民の多数意見**で、正当に選挙された国会議員を通じて、**国家権力**(行政権、立法権、司法権)を行使する(憲法前文第1文、冒頭)。

民主主義国家とは、国民主権国家の略称である。

民主主義国家の「民」は、国民を意味し、「主」は、主権者を意味する。

(2) 現在の日本では、「一票の住所差別」のための非「人口比例選挙」により、人口の少数が、国会議員の過半数を選出し、かかる国会議員が、国会議員の多数決で、立法を行い、行政の長(内閣総理大臣)を指名する。即ち、「**国会議員の多数決が、国民の多数意見**である」保障が無い。

2. 主権者とは、主権者の意見で、国家権力(行政、立法、司法の三権)を支配する人という。

残念ながら、現在の日本では、**国会議員が、国会議員の多数決で国家権力を支配している。**

よって、現在の日本は、**国会議員主権者**国家である。

12 「立証責任」

①米国連邦下院選のベンジルバニア州(State)での「人口比例選挙」(1人(人口差))と②日本の衆院選(『0増5減』改正法)の非「人口比例選挙」(29万0574人(人口差))の**天文学的「大差」**の理由は、判決文中の、「**立証責任の所在**」の明記の有無である

1. **結論から言えば**、日米間のこの**「大差」**の理由は、日本の最高裁の判決文と1983年米国連邦最高裁の判決文(Karcher判決)の違いである。

2. 米国連邦最高裁判決は、「①投票価値の平等は、絶対ではない。②選挙区割り、投票価値の

平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が**合理的であること**」の「**立証責任**」を負う」旨明言している。

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、『①憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。②投票価値の平等は、立法裁量権の**合理的な行使**によって調整され得る」旨判示するに留まり、「選挙管理委員会(被告)が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の「**立証責任**」を負う」旨明言していない。

3. 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、「投票価値の平等が絶対ではない」とする点では、既に、一致しているのである。

4. 両者の違いは、**一方で**、日本国最高裁判決が、「投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が**合理的**であることの「**立証責任**」は、選挙管理委員会にある」旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、『投票価値の平等(=人口比例選挙)からの乖離を生む立法裁量権の行使が**合理的**であることの「**立証責任**」は、選挙管理委員会にある」旨明言しているという、**この唯一点**である。

5. ところが、**福岡高裁(西蔵二裁判長)**は、2013年3月に、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの「**立証責任**」は、国にある」旨明言する**歴史的判決**を下した。即ち、同高裁判決は、「**立証責任の分配の論点**」で、1983年米国連邦最高裁判決と既に同一である。

6. 2009年衆院選の小選挙区選出議員(300人)及び2010年参院選の選挙区選出議員(73人)は、いずれも違憲状態議員(かつパブリの利害関係者)である。

7. 従って、最高裁は、**憲法の定める「投票価値の平等が何であるか」**を、これらの違憲状態国会議員(=**パブリの利害関係者**)の**非「人口比例選挙」への「逃げ道の立法」を完全に塞ぐよう、簡単・明瞭な判決を下さなければならない。**

そして、そのためには、裁判官は、①「憲法は、**できる限り、人口比例**に基づいた選挙制度を要求している」、②「選挙区割りにおいて、人口比例選挙からの乖離がある場合、国はその乖離に合理性のあることの**立証責任**を負う」旨の簡単・明瞭な判決を下せば、十分である。

8. 昭和51年最高裁大法廷判決(衆院)の違憲違法判決(=事情判決)以降36年が経過した。しかしながら、尚、衆院選の1票の格差は、1対1.998倍(但し、「0増5減」改正法。)に留まる。憲法の要求する投票価値の平等(=できる限りの人口比例選挙に基づく投票権)には、ほど遠い。

日本国がこのような事態に至った理由は、最高裁判所が、36年間に亘って、憲法の定めに従って、

①**憲法は、できる限りの、人口比例に基づく選挙を要求している；②選挙区割り、人口比例から乖離する場合は、その乖離に合理性が有ることの立証責任は、国にある、**

と明言する「違憲」判決を下さなかったからである。

裁判官は、**憲法の守護神たることを、憲法99条(憲法尊重擁護義務)、81条(違憲立法審査権)、76条(裁判官の独立)により、シッカリと義務付けられている。**

(このように**憲法の守護神**たることを義務付けられている)裁判官の、全主権者(全国民)と憲法に対して負っている責任の重さは、**半端ではない。**

意見広告

(シリーズ7 目次9-1(3)~14)

② (主権者たる国民が、**国会議員を通じて、間接的に、国民の多数意見で、「行政の長」**を選ぶ)「**議院内閣制**」国家

の2つに大別される。

ウ 国民主権国家に於いては、**直接的(大統領制)、間接的(議院内閣制)の差異はあるものの、主権者(国民)の多数意見で、「行政の長」**を選ぶという点では、**全く同一**である。

エ 議院内閣制の下で、主権者(国民)が、(間接的に「正当(に)選挙された国会における代表者」(=**国会議員**)を通じて示される)**主権者(国民)の多数意見で、「行政の長」**を選出するためには、その選挙は、「人口比例選挙」であることが**必須**である。

オ よって、「(主権者(国民)の多数意見が、「行政の長」を選出する」という国民主権国家の「根幹」を担保するためには、議院内閣制国家における国政選挙においても、大統領選と同様、「**人口比例選挙**」の**保障**(=「一人一票」の保障)が**必須**である。

韓国、米国では、各国民は、**一人一票の保障**の下で、国民の多数意見で、行政の長(大統領)を選ぶ。ところが、日本では、国民は、国民の多数意見で、行政の長(内閣総理大臣)を選べない。

小学生でも、「日本がオカシイ」と分かる。

日本の国民(=主権者)が国民(=主権者)の多数意見で、行政の長(内閣総理大臣)を選べない理由は、**唯一つ**、日本の選挙が、**非「人口比例選挙」**だからである。

主権者(国民)は、国会議員を通じて間接的に、主権者(国民)の多数意見で、行政の長(=内閣総理大臣)を選ぶことを保障されている

(1) 2012年12月の韓国大統領選挙で、朴槿恵氏が総有効投票数の**51.6%**を得票して、大統領に当選し、文在寅氏が**48.0%**を得票して、落選した。両者の得票数の差は、僅か3.6%(=51.6%-48.0%)でしかない。そして、韓国大統領選は、「**一人一票**」である。

この韓国大統領選で、仮に、“清き0.9票”の住所差別(即ち、1票の格差・1.1倍(=1票÷0.9票))があったと仮定すると、48.0%得票の文氏が当選し、51.6%得票の朴氏が落選するといことが起こる。

“清き0.9票”の1票の住所差別の結果、48.0%得票の文氏が当選して、51.6%得票の朴氏が落選すれば、「**オカシイ**」ことは、**小学生でも分る。**

(2) これについて、「この韓国大統領選の例え話は、日本には、当てはまらない。なぜなら、日本は、議院内閣制だから、韓国の大統領制と同列には論ぜられないからである。」との議論があり得るであろう。

しかしながら、この議論は、誤っている。

その理由は、下記**ア～オ**のとおりである。

ア 「**国民主権**」とは、

「**主権者(国民)が、国民の多数意見(=過半数の意見)で、国家権力(行政、立法、司法の三権)を支配すること**」

を意味する。

イ 国民主権国家は、

① (主権者たる国民が、**直接投票によって、国民の多数意見で、「行政の長」**(大統領)を選ぶ)「**大統領制**」国家と

13 「立法裁量権の2つの射程」

1. 昭和51(1976)年最高裁大法廷判決～2012年迄の過去36年間、最高裁、高裁ともに、選挙区割りについての国会の立法裁量権について議論する場合、①議員の定数を何人にするか、小、中、大選挙区、比例代表制のいずれに決めるか、等の選挙制度の仕組みの決定の論点と、②上記①で決定された選挙制度の仕組みの中で、議員1人当り人口の較差は、憲法上どの程度許容されるかの論点

という二つの論点を峻別して論ずることなく、上記①の論点と、上記②の論点を**渾然一体のもの**とみて、1票の格差は正についての『(立法裁量のための)合理的期間』はどの程度が妥当であるかを判断してきた。

2. しかし、2013年名古屋高裁金沢支部(市川正巳裁判長)判決は、**見事に**、上記①の論点と、上記②の論点を峻別した上で、

「**上記①の論点**については、国会には、広範な立法裁量権を有する(即ち、立法裁量権の射程は広範である)。**上記②の論点**については、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められない。投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則である。定数配分に非人口的要素を考慮することが許されるのは、投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られる(即ち、立法裁量権は、合理性のある場合に限定される。)」旨

「**上記②の論点**については、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められない。投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則である。定数配分に非人口的要素を考慮することが許されるのは、投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られる(即ち、立法裁量権は、合理性のある場合に限定される。)」旨

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippyoyo.org Fax:03-3780-3221
【合わせ】EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議

以上